

第10号議案

芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬，期末手当及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬，期末手当及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和3年2月16日提出

芦屋市長 伊 藤 舞

提案理由

一般職の職員に準じ，パートタイム会計年度任用職員の期末手当に係る支給率を改
定するため，この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年芦屋市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、基準日の報酬（地域報酬を含む。以下この項において同じ。）の月額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前の6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、日額又は時間額によって報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基準日の報酬の月額については、基準日以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、基準日の報酬（地域報酬を含む。以下この項において同じ。）の月額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前の6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、日額又は時間額によって報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基準日の報酬の月額については、基準日以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額とする。</p>
(略)	(略)
3・4 (略)	3・4 (略)

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

参 照

芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬，期末手当及び費用弁償に関する
条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

一般職の職員に準じ，パートタイム会計年度任用職員の期末手当に係る支給率を
改定するため，この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給率を次のとおり改める。

(第10条関係)

改正案	現 行
127.5 / 100	130 / 100

3 施行期日

令和3年4月1日